

第2章　中国の地方税財政制度

I　国家財政体制の概要

現在、中国は分税制による財政管理を実施し、分税制による財政の下で中央政府と地方政府が各々職権区分に従い財政支出を執行している。中央の財政は主に、國家の安全保障、外国資本、国家機関に係る経費、そして国民経済機構の調整、マクロコントロールに係る支出及び中央所管事業の発展に係る支出を担い、一方地方の財政は、地域における地方政府機構の経常的支出、地域経済・社会事業の発展に係る支出を担っている。

このような「職権と財政権一致の原則」に基づき、税は中央税(中央政府収入)、地方税(地方政府収入)及び共有税(中央政府及び地方政府両者の収入)に区分されている。概念的には国家権益の保護、マクロコントロールに係る税は中央税に、経済発展に直接係る主要な税については共有税に、地方管理に係る税については地方税に位置付けられている。

税務の執行機関については、国家税務局と地方税務局の二つの機構が設置され、中央税と共有税については国家税務局の責任において、地方税については地方税務局の責任において徴収される。

中央と地方間の財政調整については、中央から地方への税収返還、資金的援助等の補助など、いわゆる「転移支給」により行われる。

中国の予算は中央から地方まで五段階(五級)の政府に分けられ、一級政府一級予算(各級の政府は各々当該政府予算を有している)が実行され、国家予算は中央予算と地方予算により構成されている。

予算年度は暦年(1月1日から12月31日まで)が採用され、「中華人民共和国予算法」(以下「予算法」という。)に基づき、中央と地方の予算案、予算執行状況については全国人民代表大会(以下「全人大」という。)、地方各級人民代表大会(以下「地方人大」という。)による審査、承認が必要であり、中央と地方の補正予算案、決算については、全国人大常務委員会、地方人大常務委員会の審査、承認を得なければならない。

予算の担当部門は中国財政部(日本の大蔵省に相当)と地方各級政府の財政部局(日本の地方自治体財政部門に相当)であり、中央と地方各級それぞれの予算案、予算執行計画、補正予算案及び決算案を具体的に作成する。

II　予算制度

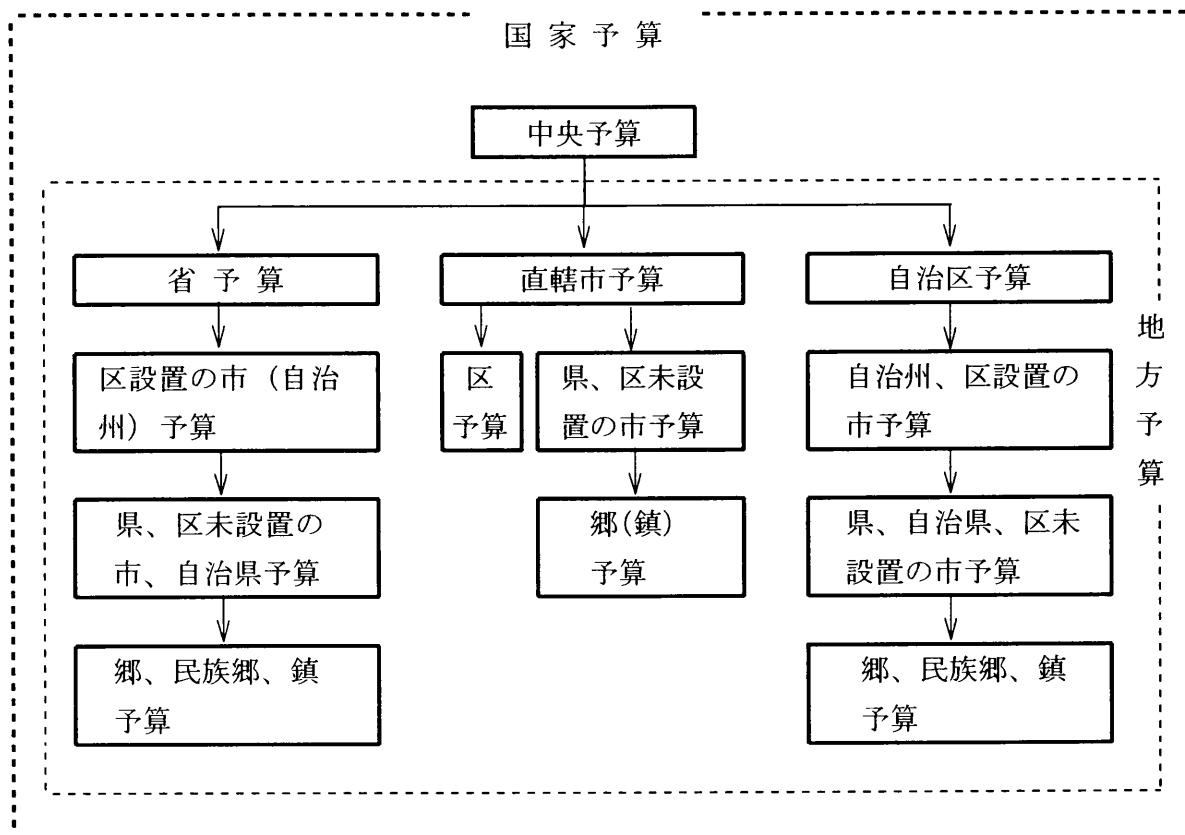
1　予算管理体制

(1)　予算の体系

地方予算は各省、自治区、直轄市の総予算で構成され、地方各級総予算は当該級政府予算及び集計された一級下の総予算により構成されている。地方各級政府予算は、当該級各部門(直属機関を含む)の予算により構成されており、予算には下級政府が上

級政府へ上納する額及び上級政府が下級政府に対して還付する額あるいは交付する補助の額を含んでいる。

【 国家予算管理体系 】



※ 各級政府総予算=当該級政府予算+下級政府の累計された総予算

(2) 予算の分類

中国の政府予算は、一般予算、基金予算及び債務予算の三種類の予算に分けられている。一般予算は経常性収支及び建設性収支に係る予算であり、基金予算は各種基金収入、各種税附加収入等を財源として、収入に対応し支出項目が指定されている予算である。債務予算は国内外債務収支に係る予算で、収入は国債及び借款、支出は債務に係る元利償還支出である。

(3) 予算における地方人大等の役割

① 各級人民代表大会及び常務委員会の役割

地方各級政府の総予算案及び執行状況報告は地方各級人民代表大会(以下「地方人大」という。)の審議を受け、地方各級政府予算及び執行状況は地方人大の承認を得なければならない。また、地方人大は地方人大常務委員会による予算、決算に関する不当な決議の変更、取消しを行ったり、当該級政府の予算、決算に関する不当な決定、命令を取り消す権限を有している。

(⇒予算法第13条)

地方人大常務委員会は当該級政府総予算の執行を監督し、当該級政府補正予算案及び決算を審査、承認するとともに、当該級政府、一級下の地方人大及びその常務委員会の予算、決算に関する不当な決定、命令及び決議を取り消すことができる。

(⇒予算法第13条)

② 各級政府の役割

地方各級政府は、当該級政府の予算及び決算案を編成し当該級地方人大に予算案を報告するとともに、一級下の政府が届け出た予算を集計し当該地方人大常務委員会に報告する。また、当該級政府総予算の執行計画をつくるとともに、当該級政府予算の予備費使用の決定、当該級政府の補正予算編成、当該級政府各部門及び下級政府の予算執行の監督などを行う。そして、当該級地方人大及び同常務委員会に対して当該級政府総予算の執行状況の報告を行う。

(⇒予算法第15条)

③ 各級政府財政部門の役割

地方各級政府財政部門は、当該級政府予算、決算案の編成、当該級政府総予算の執行計画作成、当該級政府予算の予備費使用案の作成、当該級政府補正予算の編成などを具体的に行うとともに、定期的に当該級政府及び一級上の政府財政部門に対して当該級政府総予算の執行状況の報告を行う。

(⇒予算法第16条)

(4) 予算管理体制の原則

① 統一政策及び分級管理

政治上は民主集中制を、経済上では社会主義市場経済体制を採る中国では、この体制に合わせ「統一政策、分級管理の原則」により国家の予算管理を行っている。

統一政策は、予算管理上の政治方針、予算法規を中央が統一的に制定することを指し、分級管理は、この統一的な政策の下、各級地方政府は財政上独立し(一級財政)、独立した予算管理権、地方性予算法規制定権(予算関連条例制定権)、予算の編成・補正・使用権を有していることを意味している。

これは、中央がマクロコントロールを行うとともに、地方が積極的な予算管理を行うための原則として予算管理の基本的な柱となっている。

② 財政権と職権一致

地方各級政府は、財政権、財政力に応じて職務を請け負うこと、つまり職権を有することが原則となっている。しかし、分級管理の下、職権は分散しているにもかかわらず、一部では分税による財政力の中央集中という矛盾を産み出している。そのため、実際上は、第一次分配(分税)と第二次分配(転移支付)という二段階の調整を経て、財政権と職権の一致が図られている。

2 予算編成

(1) 予算編成過程

予算編成は、毎年11月10日までに、国務院から中央各部門、省、自治区、直轄市に対して予算案編成方針、原則、要求が出され、そして財政部が、国務院の指示に

に基づき予算編成の具体的事項、予算収支科目、報告様式、報告方法等を手配する。各級政府はこれらに基づき予算編成を開始することになる。 (⇒予算法実施条例第24条)

その後一般的に予算編成は、「下から上への報告」及び「上から下への指示」のプロセスを経て行われる。

先ず地方各級政府から、「下から上へ」の予算収支要望額の報告がなされ、地方各級政府で審査、集計が行われた後、最後に各省、自治区、直轄市の予算収支要望額が財政部に提出される。財政部は、共産党及び国務院の国家方針、政策、経済及び社会発展計画、提出された要望額等を総合的に勘案の上、予算収支の調整目標を立案し、国務院の承認を経て下級政府に対して指示を行う。各省、自治区、直轄市は、中央からの指示、各地域の発展状況及び各地域の予算収支要望額に基づき、各地域の予算収支調整目標を立案し地方各級政府への指示を行う。この指示は地方各級政府において逐次「上から下へ」降ろされていく。地方各級政府は、これらの指示に従い予算案を編成し、「下から上へ」の報告を通じて省、自治区、直轄市において総予算が集計され、翌年1月10日までに財政部に報告がなされる。

地方各級政府予算は、この地方各級政府における「下から上へ」の予算編成の過程で、地方各級政府財政部門の予算編成、地方各級政府の審査、地方人大の審査、承認を経て成立する。

財政部は、別途中央各部門の予算案を審査の上中央予算案を編成し、これに地方から報告された予算案(総予算)を加え、中央及び地方予算案を編成する。そして国務院は中央及び地方予算案を全人大の審査に付し、全人大での審査、承認を経て国家予算として成立する。なお、全人大で承認するのは中央予算についてであり、地方予算については上述のとおり地方人大の承認によって成立する。 (⇒予算法第12条、13条)

また、予算法の規定により、地方各級政府予算は「収支均衡の原則」に従い赤字を計上することができず、そして地方債の発行も原則として禁止されている。

(⇒予算法第28条)

(2) 予算収支項目

地方財政収支項目の内容は、おおよそ次のとおりである。

① 地方財政収入

分税制体制での地方収入分(地方税及び共有税の地方分)、国有企業経営収益(旧国有企业上納利潤)、国有企業計画欠損補助(マイナス値)、行政性収費収入(検査・登録・許可費、手続費等の行政経費)、罰没収入(罰金、没収による収入等)、土地及び海域有償使用収入、専項収入(排污費収入、都市水資源費収入、教育費附加収入等)、その他収入(利息収入、外交事務サービス費等)、一般予算調整収入(税収返還、補助収入及び上納収入等)などによって構成されている。

② 地方財政支出

基本建設支出、企業改造資金、簡易建築費、地質調査費、科学技術三項費用(新製品試作費、中間試験費、研究補助費)、流動資金、農村生産支援支出、農林水利気象等部

門事業費、工業交通等部門事業費、流通部門事業費、文体(文化・娯楽・体育)放送事業費、教育事業費、科学事業費、衛生経費、補償及び社会福祉救済費、行政事業単位退職経費、社会保障補助費、国防支出(民兵事業費のみ)、行政管理費(地方人大、政府機関、党機関等経費)、外交外事支出、武装警察部隊支出(地方消防業務関係のみ)、公検法支出(公安、検察院、人民法院等支出)、都市維持費、未発達地区支援支出、政策性補助支出(価格補助等)、税務統計財政監査等部門事業費、専項支出(排污費支出、都市水資源費支出、教育費附加支出等)、総予備費、一般予算調整支出(税収返還支出、補助支出及び上納支出等)などに区分されている。

(3) 複式予算

中国成立以来、国家予算は単式予算編成の方法により実施されていた。単式予算は全ての收支予算を統一して一つのバランス表で行うものであるが、予算編成が簡便、国家予算全体を把握し易いなどの長所がある反面、各項目別の收支状況や赤字及びその原因を把握しにくいという短所があった。

社会主義市場経済、経済体制改革の進展に伴い従来の単一予算による管理が困難となったことから、財政収支の科学的分析、管理を実施するため、1992年から中央及び省級政府で複式予算による試行が行われ、1994年の調整を経て、1995年、國務院により「中華人民共和国予算法実施条例」が公布され、地方各級政府は複式予算に従い予算編成を行うことが規定された。
(⇒予算法第26条)

複式予算は、予算を経常性予算(一般性予算)と資本性予算(建設性予算)の二つの部分に分け、それぞれを独立させ相互流用を行わないという予算編成の方法である。経常性予算は、政府の日常事務に要する経費に係る収支で、安全保障、社会安定、科学の発展、衛生、教育等の支出が含まれている。財源としては、主として比較的安定した税収を充て、収支均衡を維持し赤字は発生させない。一方資本性予算は、投資的支出で、財源は経常性予算の剩余繰り入れ、投資収入及び債務収入等により構成されている。

経常性予算では赤字を出さずに、資本性予算ではある程度の赤字を認めるというもので、日本的に言えば赤字国債は出さないが建設国債は認めるということになる。

具体的な内容は次のとおりである。

経常性予算収入は、各種工商税(都市維持建設税と固定資産投資方向調節税を除く)、関税、農牧業税、企業所得税、商業糧食外貿企業の政策性欠損補助、経常性専項収入(教育費附加収入、交通運輸提価(値上り)収入等)、国家予算調整基金及びその他収入、経常性予算支出は各種事業費、行政管理費、国防費、公安・検察・人民法院支出、武装警察部隊支出、対外援助支出、補償及び社会福祉救済支出、非生産性基本建設支出、価格補助支出、総予備費等となっており、収支剩余金は建設性予算の財源として繰り入れられる。

建設性予算の主な収入は、経常性予算からの剩余金繰り入れ、固定資産投資方向調節税、都市維持建設税、耕地占用税、企業収入、基本建設貸款帰返(貸付返還)収入、

各種専款(支出目的特定)収入等で、建設性予算の主な支出は、生産性基本建設支出、企業改造資金及び新製品試作費、企業流動資金増加支出、地質調査費、農業生産支援支出、都市維持建設支出、経済未発達地区発展支援資金、商業部門簡易建築費及び国内外債務元利償還支出等となっている。建設性予算における支出に対する収入の不足、つまり赤字は債務収入によって補填される。

なお、前述のとおり、予算法により地方各級政府は複式予算編成を行うこととなっているが、現実には中央予算を除き、地方政府では依然として伝統的な単式予算編成が実施されている。

3 予算執行及び調整

(1) 予算の成立と執行

地方人大は1月から3月にかけて開催されるため、予算が成立するまでの間は前年同期の支出額に従い暫定的に予算を執行し、地方人大により予算が承認された後、その承認された予算に従い正式な予算執行がなされる。

(2) 予算周轉金(運転資金)

地方各級政府は、年度内の季節的な収支差額(資金不足)を調整し、適時に支出ができるよう「予算周轉金(運転資金)」を設置している。この予算周轉金は地方各級政府予算の繰越剰余金を原資にして設置、補充され、額については政府予算支出総額の4%に達するようにしなければならない。 (⇒予算法第33条、同実施条例第22条)

(3) 予算調整

予算調整は、地方人大で承認を受けた地方各級政府予算について、予算執行上の特殊事情による支出の増加、収入の減少によって、支出が収入を超過する場合等に行われ、主な調整方法は以下の四種類である。

① 予備費の利用

予算法の規定により、地方各級政府は、支出額の1%から3%に相当する予備費を計上している。この予備費は、具体的な使途は規定されず予算執行上有る種の備えとしての予算であり、自然災害に係る支出及びその他予期せぬ特殊事情による支出など、臨時的で緊急を要する経費に対応している。 (⇒予算法第32条)

その使用は、財政部門から提出された案件が政府によって承認された後に可能となる。

(⇒予算法第15条)

② 予算の追加、追減

地方各級政府において、予算の総額を超えて支出が超過する追加予算、あるいは逆に収入の減少による追減(減額)予算の事態が発生した場合、財政部門が補正予算を編成し、政府が審査した後、地方人大常務委員会(郷、鎮は地方人大)の承認によって成立する。 (⇒予算法第13条)

なお、これらの予算の追加、追減は、財源確保(增收)、経費削減によって「收支均衡の原則」に影響を与えないようにしなければならない。

③ 経費流用(科目流用)

経費流用は、異なった予算科目間で資金流用、資金の用途変更を行うことにより、資金の再配分を行うことである。予算執行過程での予算科目における資金の過不足を効果的に処理するため、各種建設事業計画に影響を与えず、また科目間の再配分のみで予算収支、予算総額に影響を与えない範囲で実施され、国家が規定する流用範囲に従い、かつ財政部門の承認を得てから使用可能となる。(⇒予算法第57条、同実施条例第62条)

④ 予算帰属の変更

これは、行政区画の変更、上下帰属関係の変化等により、予算の帰属を変更することを指す。帰属の変更は、中央地方間変更、地方各級政府間変更、部門間変更の三種類に分類される。

4 決算

予算年度(1月1日から12月31日)終了後、地方各級政府財政部門は、各部門からの決算報告、例えば企業財務決算、基本建設財務決算、事業行政経費決算、地方国庫年間報告、税収年間報告に基づき政府決算を編成し、さらに下級政府からの決算報告を集計し総決算を編成する。そして地方総決算は、予算編成と同様に「下から上への報告」により最終的には、省、自治区、直轄市の財政部門を通じて財政部に報告される。

地方各級政府の決算は、編成後、地方人大常務委員会(郷、鎮は地方人大)によって審査、承認され成立する。

(⇒予算法第13条)

III 分税制

1 中央と地方の職権と支出区分

中央予算は主として国家の安全保障、外交及び中央国家機関の運営に係る経費、社会経済機構の調整、地域経済発展調整に係る政策的支出、中央所管事業発展に係る経費を担っており、具体的には中央行政管理費、国防費、外交及び対外援助費、中央管理の基本建設支出などである。

一方、地方予算は主として、地域の政府機関の運営に係る経費、地域経済・社会事業発展に係る経費を担っている(詳細は前述のとおり)。

2 中央と地方の収入区分

税は、中央と地方の職権区分の状況、財政権と職権一致の原則に基づき、中央収入、地方収入及び共有収入に分けられており、基本的には、国家権益の保護、マクロコントロールに必要な税種は中央固定収入(中央税)に、地方の管理が適当である税種は地

方固定収入(地方税)に、経済発展に直接関わる税種については中央と地方の共有収入(共有税)に区分されている。

なお、分税制財政体制では、国家税務局と地方税務局が、中央金庫と地方金庫が、各々分けて設置された。地方固定収入は地方各級税務局の責任において徴収され同級地方金庫に納められる。中央と地方の共有収入は国家税務局の計画により徴収され中央金庫に納入された後、中央と地方の分割比率により地方分が分けられ地方金庫に納められる。

(1) 中央税(中央固定収入)

税 種	課税対象
①関税	課税対象貨物、物品の輸出入
②税関が徴収する輸入段階の消費税及び増価税	(消費税、増価税)
③消費税	指定消費物品の販売
④中央企業所得税	企業の事業所得及びその他所得(利息、営業外収益等)
⑤地方銀行、外資銀行及び非銀行金融機関の企業所得税	(企業所得税)
⑥鉄道部、各銀行本店、保険会社本店等の一括納入の営業税、企業所得税及び都市維持建設税等	(営業税、企業所得税、都市維持建設税)
⑦外商投資企業及び外国企業所得税(中央所管分)	外商投資企業は国内外の事業所得及びその他所得、外国企業は国内の事業所得及びその他所得

(2) 地方税(地方固定収入)

税 種	課税対象
①営業税(除:鉄道部、各銀行本店、保険会社本店一括納入の営業税)	交通運輸、建築、金融保険、郵便通信、文化体育、娯楽、サービス等の9業種の営業収入
②地方企業所得税(除:地方銀行、外資銀行及び非銀行金融機関の企業所得税)	(企業所得税)
③外商投資企業及び外国企業所得税(地方所管分)	(外商投資企業及び外国企業所得税)
④個人所得税	給与所得、事業所得、報酬所得、原稿報酬所得、利子配当所得、特許権使用所得、賃貸所得等
⑤土地使用税	課税対象地域での土地使用

⑥固定資産投資方向調節税	国内での固定資産投資
⑦都市維持建設税(除:鉄道部、各銀行本店、保険会社本店一括納入の都市維持建設税)	增值税、消費税、営業税の課税額
⑧房産税[家屋不動産税]	課税対象地域にある家屋所有
⑨車船使用税	車両、船舶の所有
⑩印花税[印紙税]	課税文書(契約書、権利証書等)の作成
⑪屠宰税	豚、牛、羊、馬等の購入、解体
⑫農牧業税	食糧作物、その他経済作物等の生産収入
⑬耕地占用税	対象農耕地における家屋等の設置による占有
⑭契税	家屋の売買、抵当、贈与等による所有権移転に係る契約
⑮遺産税	相続遺産
⑯土地增值税	土地使用権等の有償譲渡で取得する増値
⑰宴席税	ホテル、酒店等での宴会費用

(3) 共有税(中央と地方の共有収入)

税 種	課税対象	分割比率	
		中 央	地 方
①增值税(除:税関が徴収する輸入段階の增值税)	物品販売、加工・修理等の役務提供、 物品の輸入	0.75	0.25
②証券交易税[証券取引税]	特定有価証券の売買 (現在、上海市及び深セン市のみ)	0.12	0.88
③資源税	原油、天然ガス、塩、石炭、その他原鉱の生産	海洋石油資源に係るものは中央収入、その他資源に係るものは地方収入	

3 地方税の地方政府間分配

分税制によって、中央と地方の財政関係が決定されているが、各地方政府間の関係については省級政府(省、自治区、直轄市)の裁量により決定されている。予算法実施条例では、地方各級予算の上下級間の収入及び支出の項目の区分、上納、返還、補助に関する具体的方法については上級地方政府が確定し地方人大常務委員会に届けることとなっており、地方政府間の地方税の分配方法は、省級政府レベル毎に異なっている。

(⇒予算法実施条例第13条)

例えば、ある直轄市では、市の決定により、企業関係の税については管理関係によって収入先の地方政府を定めており、市管理の企業関係の税は市の、区・県管理の企業のそれは区・県の収入となる。但し、金融関係については全て市の、農業関係については全て区・県の、そして私営企業関係については区・県の収入となっている。

なお、企業関係の税については、どの省級政府においても、概ね管理関係で収入先を決定しているようである。

IV 転移支付制度

転移支付(移転支出)制度は、分税制による中央と地方の財政バランスを補正するため、中央政府と地方政府間で資金を無償移転させる制度であり、その主要なものは次のとおりである。

なお、一般的に転移支付は資金の移転を意味しており、政府間の転移支付においては、上級政府から下級政府へ流れる資金(補助的な移転)と、下級政府から上級政府へ流れる資金(上納的な移転)という二つの流れがある。

ちなみに、分税制施行前の国家財政収入における中央と地方の割合は3:7程度であったが、施行後はほぼ1:1となっている。

1 税収返還性転移支付

分税制の実施前の地方の既得利益を保持するため、1993年の税収の状況を考慮し、中央から地方へ税の返還を行うものである。

1993年の実際の地方税収と分税制導入による中央と地方の税収変化の状況を基に、分税制による中央の純増額(消費税+増価税の75%－分税制により中央が失う税収額)を算出し、これを中央から地方への税収返還額の基数値とした。そして、1993年以降毎年、この基数値に、増価税及び消費税の対前年増加率の3/10の係数を乗じて、税収返還額を遞増させている。具体的に示すと次のとおりとなる。

$$1994\text{年} \quad \text{税収返還額} = 1993\text{年基數値} \times \left[1 + \begin{array}{l} 1994\text{年当該地区増価税} \\ \times 0.3 \\ \text{及び消費税の対前年増加率} \end{array} \right]$$

$$1995\text{年以降} \quad \text{税収返還額} = \text{前年税収返還額} \times \left[1 + \begin{array}{l} \text{当該年当該地区増価税及び} \\ \times 0.3 \\ \text{消費税の対前年増加率} \end{array} \right]$$

2 原体制補助性転移支付

分税制の実施後も、それ以前の中央と地方の財政体制が維持され、それまで一定のルールに基づき定額上納を実施していた地方は引き続き上納を行い、定額補助を受けていた地方は引き続き定額補助を受けるという、以前の体制を引き続き保証する政府間の資金の移動が行われている。

3 専項補助性転移支付

中央から地方に対し交付される各種の特別支出金で、分税制体制前から引き続き実施されている使途が特定されている補助的な資金である。例えば、価格補助、教育、環境、貧困地区発展等に係る資金である。

4 一般性転移支付(客観的因数に基づく転移支付)

1996年から、従来のものに加えて新たな転移支付制度が試行された。これは、客観的な変量(因数)を基礎として標準化された公式により算出され、日本の地方交付税制度に相当するもので、その具体的な内容は次のとおりである。

$$\begin{array}{l} \text{転移支付額} = \frac{\text{標準}}{\text{財政支出}} - \frac{\text{標準}}{\text{財政収入}} - \frac{\text{税収努力}}{\text{不足額}} + \frac{\text{政策性}}{\text{転移支付}} \end{array}$$

標準財政支出は当該地方に必要な財政支出額で、多種多様な因数によって計算されるが、最も重要な因数は当該地区の財政による扶養人口である。標準財政収入については1994年の実際の財政収入が代用されている。税収努力不足額は徴収すべき税収と財政収入との差額によって積算され、政策性転移支付は少数民族地区に交付される規定外の補助である。

V 予算外資金と非予算収入

1 予算外資金

中国は改革開放政策以後、飛躍的な経済成長を遂げているが、国内総生産に対する財政収入のウエイトは年々低下し、改革開放政策が開始された1979年には28.4%であったが、1997年には11.6%に低下している。改革開放政策による経済成長の果実は国家財政に反映されず、財政赤字の穴埋めを巨額の債務収入によってまかなっている状況にある。このような国家の財政力低下の主要な原因として、「第二の予算」といわれている「予算外資金」の存在が指摘されている。 (⇒IX資料・表5)

文字どおり国家予算を経由せずに予算外で運用されている資金で、国家財政収入の5割に達する規模(1996年統計値)である。予算外といつても決して違法な資金ではなく、実際の運用は別にしてそれ自体は法規(「予算外資金管理条例試行弁法(1983年財政部公布)」に基づく予算である。

資金の内容は、地方財政部門の各種附加収入(工商税付加金、農牧税付加金等)、事

業収入等、事業行政部門の各種基金、経営性サービス収入などがあり、固定資産投資支出、福利・奨励金支出、都市維持支出、行政事業支出などに充てられている。

予算外資金は本来ルールに基づいて調達、運用することになっているが、実際には不正な管理による支出(規定外の福利厚生、給与、ボーナス、遊興等への支出などの公私混同、乱用)、計画外の投資が行われるなど社会問題化している。また予算外資金が地方政府にとっては、中央のコントロールの効きにくい手持ち資金として存在し、中央の政策外のプロジェクト、基本建設投資への支出が実施されている中で、産業構造、経済発展への悪影響が懸念されている。

1993年から予算外資金の範囲について大規模な調整が行われ、予算外資金の予算内への繰り入れが行われている。1996年には、財政部から「予算外資金管理実施弁法」が公布され、予算外資金は財政性資金であり、所有権は各部門ではなく国家に属するとして管理強化が実施されるとともに、予算外資金の範囲が制定され予算外資金の予算内への組入れが実施された。現在も予算外資金の整理、予算内資金への組入れ等の動きが強化されている。

2 非予算収入

非予算収入は、「規定に反する費用徴収、不当に高額な費用徴収(乱収費)」、「強制的な割り当て等による費用徴収(乱攤派)」、「勝手な名目による罰金徴収(乱罰款)」の「三乱」と呼ばれている行政機関の不正な収入を指しており、「第三の収入」、あるいは「除外収入」などともいわれている。また、これらの収入は、地方政府総支出の3割の規模に達しているともいわれているが、現実には実態の把握が難しいのが現状である。

この問題は、いわゆる税外負担の意味では予算外資金の延長線上にあり、また重い負担に堪えかねた地域住民の暴動の要因にもなったこともあり、予算外資金同様、80年代以降中央政府による取り締まり、管理の強化が行われているが、減少と増加を繰り返しているようである。

VI 財政の現況

1 財政規模

1999年予算ベースで、中国の財政規模は、中央財政総収入は5, 886億元、対前年比7. 3%増、その内訳は中央政府の収入が5, 288億元、地方政府から中央政府への転移支付(上納金)収入が598億元、中央財政総支出は7, 389億元、対前年比14. 7%増、そのうち中央政府の支出が4, 111億元、中央政府から地方政府への転移支付(補助)支出が3, 278億元となっている。

地方財政総収入は8, 799億元、対前年比6. 1%増、その内訳は地方政府の収入が5, 521億元、中央政府からの転移支付(税収返還及び補助収入等)が3, 278億元、地方財政総支出は8, 799億元、対前年比6. 7%増、そのうち地方政府の支出が8, 201億元、地方政府から中央政府への転移支付(上納金)支出が598

億元となっており、地方財政の収支は均衡している。

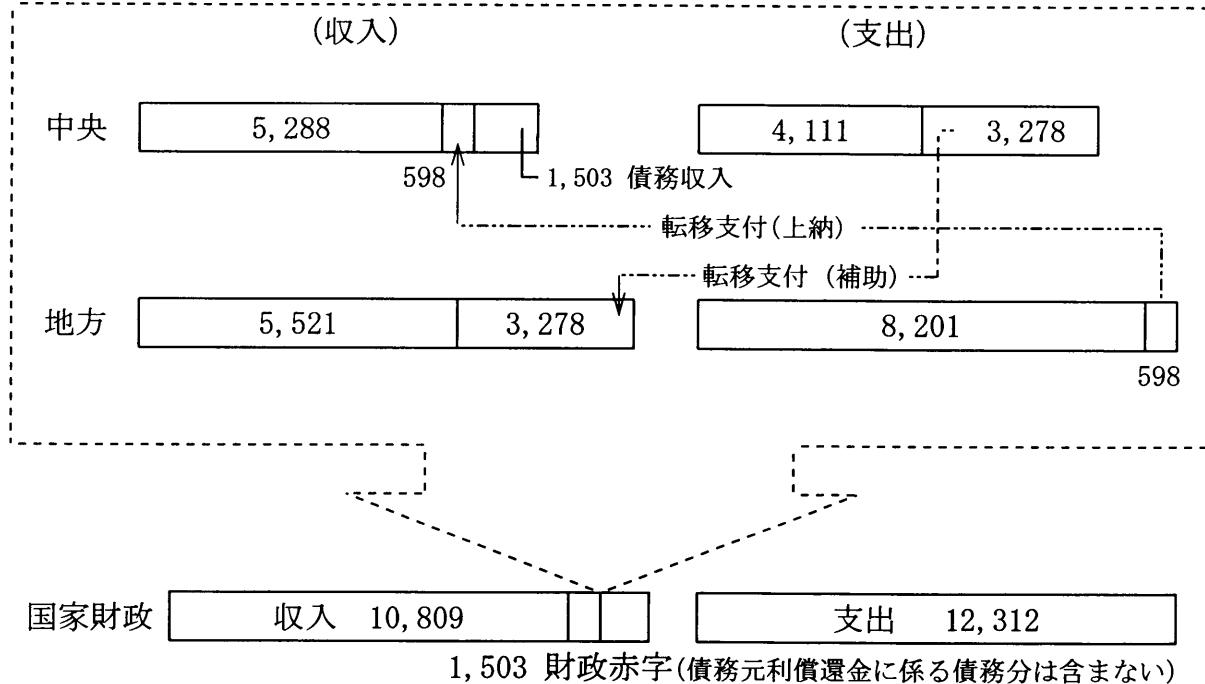
これにより国家財政は、収入 10,809 億元、対前年比 9.7% 増、支出は 12,312 億元、対前年比 14.3% 増、1999 年度予算の財政赤字は 1,503 億元に達する。そして、国債の発行額は、国内外債務元利償還金 1,912 億元と財政赤字 1,503 億元を合わせ 3,415 億元(実質財政赤字)となっている。

中央と地方の関係では、国家財政収入に占める中央と地方の割合は、ほぼ 1:1 となっているが、国家財政支出におけるそれは、中央から地方へ転移支付(税収返還及び補助等)が支出された結果、およそ 3:7 の割合になっている。なお、この 3:7 という割合は、分税制施行前の国家財政収入に占める中央と地方の割合とほぼ一致しており、中央から地方への転移支付によって、分税制体制による中央増収分が地方に戻され、分税制施行前の中央と地方の相対的財政規模が維持されていることを示している。

国家財政の収入と支出の内容については、1997 年の国家財政の状況をみると、収入(8,651 億元)は、税収がおよそ 95% を占め(8,651 億元、うち税収 8,234 億元)、税収の中でも工商税収(主要な税種は増価税、消費税、営業税、資源税、外商投資企業及び外国企業所得税及び個人所得税)が約 80% 程度(6,627 億元)を占めている。そして、主な支出項目は、文教科学衛生事業費(1,904 億元)、行政管理費(1,137 億元)、国内基本建設支出(1,020 億元)、国防費(813 億元)、企業改造資金及び科学技術三項(新製品試作費、中間試験費、研究補助費)支出(643 億元)、農村生産支援支出及び各種農業事業費(561 億元)、価格補助支出(552 億元)などとなっている。

(⇒資料 IX・表 1、表 2、表 3、表 4)

【中国の財政規模(単位: 億元)】



2 財政赤字

改革開放政策以後増え続けている財政赤字は、1998年918億元、そして1999年(予算)では1,503億元となっている。しかし、中国の統計では財政支出に債務元利償還に係る経費が含まれていないため、実質的な赤字はそれらの経費を加えた額になり、1998年では3,269億元、1999年(予算)では3,415億元になる。赤字の総支出に占める割合も年々拡大しており、1998年、1999年(予算)では24%に達している。さらに、これらの赤字は全て債務収入(国債発行等)によるものであり、「借金を借金で返す」という状況にある。

(⇒資料Ⅸ・表5)

VII 税制改革の変遷

中国の税制発展の歴史は大きく4段階に分けられる。第1段階は、1949年(中華人民共和国成立)から1957年までの国民経済の回復と社会主义改造期の税制の確立と改正、第2段階は、1958年から1978年までの高度集中計画経済体制下の経済建設期における税制改革、第3段階は、1979年から1993年までの改革開放政策下における体制転換期での税制改革、第4段階は、1994年から始まった社会主义市場経済体制発展期に対応するための税制である。

1 税制の確立と改正

1949年末、新中国の税収の綱領的文書である「全国税政実施要則」が制定され、1950年1月に公布、実施された。同時に、「全国の租税政策の統一に関する決定」と「全国の各級税務機関の暫定組織規約」が公布、実施され、新中国の租税政策、税制、税務機関・組織等税収確立のための原則が規定され新中国の税制が確立した。内容は、全国で統一して14種の税を徴収することとし、貨物税、工商税、塩税、關稅、給与報酬所得税、預金利子所得税、印紙税、相続税、取引税、屠殺税、土地財産税、建物財産税、特殊消費行為税、使用鑑札税等であった。これにより、生産から、販売、所得、財産、ビジネス、財産権証書に至るまで各段階で税が徴収された。

1953年、第1次5カ年計画の時期に入り大規模な国民経済の建設が始まったため、経済構造の変化に対応し税制改正が実施された。主な内容は商品流通税の試行で、従来生産と流通の段階で徴収していた貨物税、貨物税の附加税及び印紙税を一種類の税に合併し、一回課税制を実施するとともに、貨物税、工商税やその他税の改正を行った。この税制改正後、当時の経済発展に応じた比較的整備された税制体系が形成され、主な税種は14種で、商品流通税、貨物税、工商業税、印紙税、牧畜取引税、屠殺税、都市建物土地財産税、文化娯楽税、車両船舶使用鑑札税、利子所得税、塩税、契約税、農業税、關稅となつた。

2 経済建設期における税制改革

1956年、農業、手工業、資本主義商工業の社会主义改造が完了し、税の対象は社会主义の工商企業に重点が移っていった。1958年から、税種合併、納税段階の

簡素化、課税方法の簡素化などの改革が進められ、さらに文化大革命の影響により税の経済調整機能が無視される中で、1973年には種々の改革を経てより簡素化された税制が確立された。主な内容は、税種の合併、税目と税率の簡素化、一部税収管理権限の地方への委譲などである。

この工商税制改革は、税種の減少と合併を強調しすぎたため、徵稅方法が簡素化され、通常、一企業が1種類の税を納め、単一税率が適用されることになった。このため、経済生活における租税の活動範囲が大幅に縮小し、租税機能の発揮が制限された。この時点での税種は11種で、工商税、工商所得税、塩税、関税、農業(牧畜業)税、屠殺税、都市建物土地財産税、車両船舶使用鑑札税、牧畜取引税、市場取引税、契約税であった。

3 改革開放政策指導下の税制改革

1978年からの改革開放の政策が採用され、新しい状況の下で、従来の税制では経済発展の必要に応えられなくなった。これは、主に税種が少なすぎる、工商税が総合的すぎる、税と利潤の比率がアンバランスである、税負担の輕重に極端な差があるなどの点に現れ、税制の調整、改革が行われた。

(1) 涉外税

建国初期、対外税と対内税については同一税法、同一政策が採用され、涉外税は正式に立法化されていなかった。改革開放の政策により、涉外企業は増加しこの経済状況に対応するために、独立した涉外税体系の確立が必要となった。1980年9月に「中華人民共和国合弁経営企業所得税法」と「中華人民共和国個人所得税法」が、1981年12月に「中華人民共和国外国独資経営企業所得税法」が公布され、涉外企業から車両船舶使用鑑札税と都市建物土地財産税を徵収することを明確化した。

(2) 利改税

新中国の成立後、国営企業に対して利潤の上納を実施し所得税を徵収していかなかったため、企業生産の積極性と主体性にマイナスの影響を与えていた。国民経済における国営企業の主導的な地位を十分に發揮させ、企業が国の「大がまの飯を食べる」(親方日の丸的経営)状況を徹底して変えるためには、国営企業から所得税等の税を徵収することで、租税の形で国と企業の分配関係を固定させる必要があった。このため、1983年1月1日から全面的に国営企業の「利改税」改革(利潤上納方法から納税方法への切替)がスタートした。

主な内容は、「利潤のある全ての国営大中型企业(金融、保険企業を含む)は、軍需工業企業、郵便電信企業、食糧企業、対外貿易企業、農牧畜業企業、労働改造企業を除き、利潤の55%の税率で所得税を納付し、納税後の利潤は、国の定める利潤留保水準に基づいて企業に留保する。」、「利潤のある全ての国営小型企業は、8段階の超過累進課税により所得税を納付する。納税後の利潤は企業の支配に帰する。」、「営利性のホテル、レストラン、招待所、サービス会社は、15%の所得税を納付し、県级以上の

購買販売共同組合は、8段階の超過累進課税により所得税を納付する。」などである。

以上の措置の実施により、国と企業の分配関係を法律の形で固定化し、基数や比率をめぐって揉める「足の速い牛を鞭打つ」(先進企業に過酷な負担を強いる)等の現象を減少させ、同時に企業の自主権を拡大し積極性を引き出すことに成功した。

1984年10月1日、第2段階の「利改税」規則が施行された。主な内容は、国営企業が国の財政収入として上納する部分を11の税種に分けて国に納税する、即ち「税利併存」(納税方法と利潤上納の併用)という過渡的措置から、完全に「以税代利」(利潤上納を納税方法に代えること)に移行し、納税後の利潤は企業に留保し、企業の支配に帰することである。具体的には、「従来の工商税を性質により製品税、増值税、営業税、塩税の4種類に分ける。」、「一部の採掘企業に対して資源税を徴収する。」、「建物財産税、都市郷鎮土地使用税、車両船舶使用税、都市維持建設税の4種の地方税を復活させ徴収する。」、「利潤のある国営企業に対して、国営企業所得税を、大中型国営企業に対して調節税を徴収する。」などである。

これら「利改税」と工商税制の全面的な改革により、国と企業の分配関係を概ね整理し、法律の形で国と企業の分配関係を固定化し、企業の自主権を拡大し、国の財政収入を確保した。また、一方で、流通税と所得税を中心とする租税体系をほぼ確立するとともに、これを基礎に新しい税種の徴収開始、一部税の復活、徴税規則と徴収管理措置の改善、一部税種の徴収範囲と税率の調整を行った。この結果、多税種、多段階、多階層調節という複合税制が確立された。この時点で、32の税種があり、国民経済における租税の資金蓄積機能と経済調節機能を強化した。

4 社会主義市場経済条件下での新税制の確立

1992年、鄧小平の南巡講話後、中国の改革開放は新しい時期に入り、共産党の第14期全国人民代表大会は、社会主義市場経済体制の確立を明確に打ち出した。そして、1994年、「税法の統一」、「税負担の公平化」、「税制の簡素化」、「合理的な分権」という考え方の下、社会主義市場経済に適合した税制改革が実施され、今に至っている。「合理的な分権」という言葉のとおり中央と地方の職権により支出を区分し、さらに中央の財政収入の増加、マクロコントロール機能の強化、分配方法の規範化を目的として中央と地方の収入すべき税種を分類したことから、一般的に「分税制」と呼ばれている。

改革の主な内容は次のとおりである。

流通税の改革:改革後の流通税は、増值税、消費税、営業税からなり、国内企業と外資企業に統一して適用され、外資企業から徴収していた工商統一税は廃止し、商品の取引と輸入については増增值税を徴収し、少数の消費財を選んで消費税を重複して徴収し、増增值税が適用されない労務取引については営業税を徴収する。

企業所得税の改革:第1段階は国内企業所得税の統一、第2段階は、国内企業所得税と外資企業所得税の再統一で、国内企業所得税は33%の比率税率を適用し、国営企業調節税を廃止し企業の貸付返済制度と課税所得額を規範化する。

個人所得税の改革: 従来の個人所得税、個人収入調節税、都市・農村個人商工業者所得税を合併し、統一した個人所得税制を確立する。

その他税種の改革: 土地増增值税、証券交易税及び遺産税の徴収を開始し、都市維持建設税の改革を実施するとともに一部の税を廃止する。

徴収管理制度の改革: 以上の改革に対応して、納税申告制度の確立、税務代理制度の推進、徴収管理の電算化、中央税と地方税の二系統の税務機関の確立等の改革を実施する。

VIII 財政管理体制の変遷

1 中央集権管理

建国初期においては、集権的な財政管理体制が用いられた。当時は、産業の停滞、市場の混乱、不安定な物価、インフレ、被災民救済、戦後補償など国家予算の負担は重く、一方で長期に及んだ戦争により財政管理が分散し、予算収入は少なく、支出は多く予算收支は不均衡の状態にあった。そのため、1950年、全国の財政・経済を統一的に管理する「統収統支(全て中央によって收支を管理する)」予算管理体制が実施され、地方の収入は全て中央に上納され、地方の支出は中央の審査の後に交付され、決算による剰余金も中央に上納された。

2 中央集権による分級管理

経済状況の好転に伴い、1951年、「統一指導、分級負責(中央の統一的指導の下、地方の責任により管理を行う)」の方針が出され、中央と地方の收支の範囲が区分された。1953年から「国民経済と社会発展第一次5カ年計画(一五)」による経済建設が始まり、また中央、省、県の三級管理体制が実施された。以降、集権と分権の下、時には集権強化、時には地方権限拡大を繰り返したものの、基本的には中央集権による分級管理体制が維持された。

具体的には「分類分成」といわれる方法で、中央と地方の収入を固定収入、固定比による分割収入及び調整収入の3種に分け、支出については、企業、事業、行政機関の従属関係及び業務範囲によって中央と地方の支出を区分した。地方は先ず地方固定収入から支出を行い、固定比による分割収入で補充し、さらに不足分は中央からの調節収入で補った。そして逆に年度末の剰余金は、翌年に繰り越しすることができ中央へ上納する必要はなかった。

この方法は、主要な財力は中央が握り、地方の予算権限・財政力を拡大するもので、大規模経済建設が行われた一五の時期に基本的には適合していた。

3 地方財政力拡大による包干管理(請負管理)

予算の請負管理体制は、経済管理権限の地方への委譲によって、地方の機動的な財政力を増加させるものであった。

先ず、1958年から開始された「以収定支(自らの収入に応じて支出を管理)」の管理体制がそれである。この体制では、地方は収入の状況で自らが全面的に支出計画を管理したため、当然収入が多ければ支出も多い、収入が少なければ支出も少ないという不安定な状況にあった。

そして、1971年「定収定支、収支包干(中央が収支確定、地方が収支管理を請け負う)」の管理体制が実施された。これは中央が地方の収支を決定し、執行を地方に請け負わせるもので、収入超過による剰余は中央への上納金となり、支出超過による不足額は中央からの補助が充てられるが、収支、上納金及び補助が確定した後は調整は実施されない。そのため、実際の執行の結果、剰余が発生すればそれは全て地方に帰属し、逆に支出が超過し赤字となったとしても自らの責任で収支バランスを調整しなければならなかつた。

この管理体制は、地方の積極的な増収意欲を引き出したものの、他方で中央と地方間の財政バランスを崩し、また地域間格差を増長することとなつたため、長くは続かなかつた。

4 「分竈喫飯(かまどを分けて飯を食う)」による管理

1980年、それまでの財政管理体制の「大鍋飯(「大がまの飯を食べる」(親方日の丸的経営))」という弊害を改めるため、「区分収支、分級包干(中央と地方の収支を区分し、地方は収支管理を請け負う)」管理体制が実施され、中央と地方の収支予算を区分し地方に管理を請け負わせ、一定のルールで地方から中央へは上納を、中央から地方へは補助がなされた。そして1986年からは利改税改革に対応して「区分税種、核定収支、分級包干(税種を区分し、中央と地方の収支を確定させ、地方は収支管理を請け負う)」管理体制が実行に移された。これは、分税制への移行を意識したものであったが、結局うまくいかず、1988年から再び地方からの上納、中央からの補助を行う請負制度が実施された。

そして、1994年から、社会主義市場経済体制に対応するため、分税制による財政管理体制が開始された。

IX 資料

表1 国家財政收支

(単位:億元、%)

項目	歳入 ①	歳入		歳出		収支 (財政赤字) ③(①-②)	国内外債務 元利償還 ④	実質 財政赤字 ⑤(③-④)	赤字の総支出 に占める割合 ⑤/(②+④)	摘要
		中央	地方	②	中央	地方				
1970年	662.90	182.95	479.95	649.41	382.37	267.04	13.49	-	13.49	-
1971年	744.73	732.17	12.56	-	12.56	-
1972年	766.56	765.86	0.70	0.50	0.20	-
1973年	809.67	808.78	0.89	0.50	0.39	-
1974年	783.14	790.25	▲ 7.11	0.50	▲ 7.61	1.0
1975年	815.61	96.63	718.98	820.88	409.40	411.48	▲ 5.27	-	▲ 5.27	0.6
1976年	776.58	98.91	677.67	806.20	377.63	428.57	▲ 29.62	-	▲ 29.62	-
1977年	874.46	113.85	760.61	843.53	393.70	449.83	30.93	-	30.93	-
1978年	1,132.26	175.77	956.49	1,122.09	532.12	589.97	10.17	-	10.17	-
1979年	1,146.38	231.34	915.04	1,281.79	655.08	626.71	▲ 135.41	-	▲ 135.41	10.6 改革開放政策
1980年	1,159.93	284.45	875.48	1,228.83	666.81	562.02	▲ 68.90	28.58	▲ 97.48	7.8
1981年	1,175.79	311.07	864.72	1,138.41	625.65	512.76	37.38	62.89	▲ 25.51	2.1
1982年	1,212.33	346.84	865.49	1,229.98	651.81	578.17	▲ 17.65	55.52	▲ 73.17	5.7
1983年	1,366.95	490.01	876.94	1,409.52	759.60	649.92	▲ 42.57	42.47	▲ 85.04	5.9
1984年	1,642.86	665.47	977.39	1,701.02	893.33	807.69	▲ 58.16	28.91	▲ 87.07	5.0
1985年	2,004.82	769.63	1,235.19	2,004.25	795.25	1,209.00	0.57	39.56	▲ 38.99	1.9
1986年	2,122.01	778.42	1,343.59	2,204.91	836.36	1,368.55	▲ 82.90	50.16	▲ 133.06	5.9
1987年	2,199.35	736.29	1,463.06	2,262.18	845.63	1,416.55	▲ 62.83	79.83	▲ 142.66	6.1
1988年	2,357.14	774.76	1,582.38	2,491.21	845.04	1,646.17	▲ 134.07	76.75	▲ 210.82	8.2
1989年	2,664.90	822.52	1,842.38	2,823.78	888.77	1,935.01	▲ 158.88	72.36	▲ 231.24	8.0
1990年	2,937.10	992.42	1,944.68	3,083.59	1,004.47	2,079.12	▲ 146.49	190.40	▲ 336.89	10.3
1991年	3,149.48	938.25	2,211.23	3,386.62	1,090.81	2,295.81	▲ 237.14	246.80	▲ 483.94	13.3
1992年	3,483.37	979.51	2,503.86	3,742.20	1,170.44	2,571.76	▲ 258.83	438.57	▲ 697.40	16.7
1993年	4,348.95	957.51	3,391.44	4,642.30	1,312.06	3,330.24	▲ 293.35	336.22	▲ 629.57	12.6
1994年	5,218.10	2,906.50	2,311.60	5,792.62	1,754.43	4,038.19	▲ 574.52	499.36	▲ 1,073.88	17.1 分税制施行
1995年	6,242.20	3,256.62	2,985.58	6,823.72	1,995.39	4,828.33	▲ 581.52	878.36	▲ 1,459.88	19.0
1996年	7,407.99	3,661.07	3,746.92	7,937.55	2,151.27	5,786.28	▲ 529.56	1,311.91	▲ 1,841.47	19.9
1997年	8,651.14	4,226.92	4,424.22	9,233.56	2,532.50	6,701.06	▲ 582.42	1,918.37	▲ 2,500.79	22.4
1998年	9,853.00	4,885.00	4,968.00	10,771.00	3,120.00	7,651.00	▲ 918.00	2,351.00	▲ 3,269.00	24.9
1999年	10,809.00	5,288.00	5,521.00	12,312.00	4,111.00	8,201.00	▲ 1,503.00	1,912.00	▲ 3,415.00	24.0 (予算)

資料:『中国統計年鑑』1998(国家統計局編)

資料:『1998年中央地方予算執行状況及び1999年中央地方予算草案報告』(1999年3月第9期人大第2次会議)

表2 国家財政収支の中央・地方間配分等

項目	歳入 (億元) ①	歳出 (億元)		国内総生産 (億元) ②		経済成長率 (名目値) (%)	歳入のGDP に占める割合 ①/② (%)	摘要
		中央 (%)	地方 (%)	中央 (%)	地方 (%)			
1970年	662.90	27.6	72.4	649.41	58.9	41.1	2,252.7	… 29.40
1971年	744.73	…	…	732.17	…	…	2,426.4	7.7 30.70
1972年	766.56	…	…	765.86	…	…	2,518.1	3.8 30.40
1973年	809.67	…	…	808.78	…	…	2,720.9	8.1 29.80
1974年	783.14	…	…	790.25	…	…	2,789.9	2.5 28.10
1975年	815.61	11.8	88.2	820.88	49.9	50.1	2,997.3	7.4 27.20
1976年	776.58	12.7	87.3	806.20	46.8	53.2	2,943.7	▲ 1.8 26.40
1977年	874.46	13.0	87.0	843.53	46.7	53.3	3,201.9	8.8 27.30
1978年	1,132.26	15.5	84.5	1,122.09	47.4	52.6	3,624.1	13.2 31.20
1979年	1,146.38	20.2	79.8	1,281.79	51.1	48.9	4,038.2	11.4 28.40 改革開放政策
1980年	1,159.93	24.5	75.5	1,228.83	54.3	45.7	4,517.8	11.9 25.70
1981年	1,175.79	26.5	73.5	1,138.41	55.0	45.0	4,862.4	7.6 24.20
1982年	1,212.33	28.6	71.4	1,229.98	53.0	47.0	5,294.7	8.9 22.90
1983年	1,366.95	35.8	64.2	1,409.52	53.9	46.1	5,934.5	12.1 23.00
1984年	1,642.86	40.5	59.5	1,701.02	52.5	47.5	7,171.0	20.8 22.90
1985年	2,004.82	38.4	61.6	2,004.25	39.7	60.3	8,964.4	25.0 22.40
1986年	2,122.01	36.7	63.3	2,204.91	37.9	62.1	10,202.2	13.8 20.80
1987年	2,199.35	33.5	66.5	2,262.18	37.4	62.6	11,962.5	17.3 18.40
1988年	2,357.14	32.9	67.1	2,491.21	33.9	66.1	14,928.3	24.8 15.80
1989年	2,664.90	30.9	69.1	2,823.78	31.5	68.5	16,909.2	13.3 15.80
1990年	2,937.10	33.8	66.2	3,083.59	32.6	67.4	18,547.9	9.7 15.80
1991年	3,149.48	29.8	70.2	3,386.62	32.2	67.8	21,617.8	16.6 14.60
1992年	3,483.37	28.1	71.9	3,742.20	31.3	68.7	26,638.1	23.2 13.10
1993年	4,348.95	22.0	78.0	4,642.30	28.3	71.7	34,634.4	30.0 12.60
1994年	5,218.10	55.7	44.3	5,792.62	30.3	69.7	46,759.4	35.0 11.20 分税制施行
1995年	6,242.20	52.2	47.8	6,823.72	29.2	70.8	58,478.1	25.1 10.70
1996年	7,407.99	49.4	50.6	7,937.55	27.1	72.9	67,884.6	16.1 10.90
1997年	8,651.14	48.9	51.1	9,233.56	27.4	72.6	74,772.4	10.1 11.60
1998年	9,853.00	49.6	50.4	10,771.00	29.0	71.0	…	…
1999年	10,809.00	48.9	51.1	12,312.00	33.4	66.6	…	…

資料:『中国統計年鑑』1998(国家統計局編)

資料:『1998年中央地方予算執行状況及び1999年中央地方予算草案報告』(1999年3月第9期人大第2次会議)

表3 国家財政収入(歳入)の内訳

(単位:億元)

項目	歳入計	税 収						企業収入	企業欠損 補助	エネルギー交通 重点建設 基金収入	予算調節 基金収入	教育費 附加収入	その他 収入	摘要							
		うち主な税収																			
		工商税収	關 稅	農牧業税	国営企業所得税	集体企業所得税															
1970年	944.10	281.20	242.22	7.00	31.98	—	—	378.97	—	—	—	—	—	2.73							
1971年	744.73	—	—	...	—	—	—	—	—	...							
1972年	766.56	—	—	...	—	—	—	—	—	...							
1973年	809.67	—	—	...	—	—	—	—	—	...							
1974年	783.14	—	—	...	—	—	—	—	—	...							
1975年	1,218.38	402.77	358.32	15.00	29.45	—	—	400.20	—	—	—	—	—	12.64							
1976年	776.58	407.96	—	—	338.06	—	—	—	—	—	30.56							
1977年	874.46	468.27	—	—	402.35	—	—	—	—	—	3.84							
1978年	1,651.54	519.28	462.12	28.76	28.40	—	—	571.99	—	—	—	—	—	40.99							
1979年	1,684.20	537.82	482.31	26.00	29.51	—	—	495.03	—	—	—	—	—	113.53 改革開放政策							
1980年	1,731.63	571.70	510.50	33.53	27.67	—	—	435.24	—	—	—	—	—	152.99							
1981年	1,805.68	629.89	547.50	54.04	28.35	—	—	353.68	—	—	—	—	—	192.22							
1982年	1,912.35	700.02	623.18	47.46	29.38	—	—	296.47	—	—	—	—	—	215.84							
1983年	2,142.54	775.59	688.75	53.88	32.96	—	—	240.52	—	93.00	—	—	—	257.84							
1984年	2,590.21	947.35	809.44	103.07	34.84	—	—	276.77	—	122.45	—	—	—	296.29							
1985年	4,045.61	2,040.79	1,097.47	205.21	42.05	595.84	100.22	43.75	▲ 507.02	146.79	—	—	—	280.51							
1986年	4,212.74	2,090.73	1,202.19	151.62	44.52	595.40	97.00	42.04	▲ 324.78	157.07	—	—	—	156.95							
1987年	4,339.71	2,140.36	1,282.47	142.37	50.81	563.20	101.51	42.86	▲ 376.43	180.18	—	—	—	212.38							
1988年	4,747.71	2,390.47	1,485.72	155.02	73.69	570.93	105.11	51.12	▲ 446.46	185.93	—	—	—	176.18							
1989年	5,392.30	2,727.40	1,760.49	181.54	84.94	583.59	116.84	63.60	▲ 598.88	202.18	91.19	—	—	179.41							
1990年	5,758.96	2,821.86	1,858.99	159.01	87.86	604.12	111.88	78.30	▲ 578.88	185.08	131.21	—	—	299.53							
1991年	6,139.65	2,990.17	1,981.11	187.28	90.65	627.59	103.54	74.69	▲ 510.24	188.22	138.53	28.01	—	240.10							
1992年	6,780.28	3,296.91	2,244.21	212.75	119.17	624.77	96.01	59.97	▲ 444.96	157.11	117.47	31.72	—	265.15							
1993年	8,604.25	4,255.30	3,194.49	256.47	125.74	582.91	95.69	49.49	▲ 411.29	117.72	102.46	44.23	—	191.04							
1994年	10,344.98	5,126.88	3,914.22	272.68	231.49	609.75	98.74	—	▲ 366.22	53.96	59.10	64.20	—	280.18 分税制施行							
1995年	12,280.24	6,038.04	4,589.68	291.83	278.09	759.38	119.06	—	▲ 327.77	17.42	34.92	83.40	—	396.19							
1996年	14,317.81	6,909.82	5,270.04	301.84	369.46	822.33	146.15	—	▲ 337.40	3.78	11.09	96.04	—	724.66							
1997年	16,885.18	8,234.04	6,627.04	319.49	397.48	721.28	168.75	—	▲ 368.49	—	—	103.29	—	682.30							
1998年	9,853.00							
1999年	10,809.00	(予算)							

資料:『中国統計年鑑』1998(国家統計局編)

資料:『1998年中央地方予算執行状況及び1999年中央地方予算草案報告』(1999年3月第9期人大第2次会議)

表4 国家財政支出(歳出)の内訳

(単位:億元)

項目	歳出 計												摘要
	国内基本建設支出	企業流動資産支出	企業改造資金・科学技術三項支出	地質探査費	工交商部門事業費	農村生産支援支出・各種農業事業費	文教科学衛生事業費	補償・社会福祉救済費	国防費	行政管理費	価格補助支出	その他支出	
1970年	649.41	298.36	31.23	14.78	8.76	6.58	15.91	43.65	6.53	145.26	25.27	—	53.08
1971年	732.17
1972年	765.86
1973年	808.78
1974年	790.25
1975年	820.88	326.96	41.84	31.47	14.16	12.76	42.53	81.29	12.88	142.46	38.83	—	75.70
1976年	806.20	311.25	45.36	34.34	15.96	13.12	46.01	85.49	24.07	134.45	41.01	—	55.14
1977年	843.53	300.88	65.68	39.45	17.26	14.43	50.68	90.20	18.76	149.04	43.32	—	53.83
1978年	1,122.09	451.92	66.60	63.24	20.15	17.79	76.95	112.66	18.91	167.84	49.09	11.14	65.80
1979年	1,281.79	443.68	52.05	71.79	21.67	20.90	89.97	132.07	22.11	222.64	57.24	79.02	68.65 改革開放政策
1980年	1,228.83	346.36	36.71	80.45	22.57	22.85	82.12	156.26	20.31	193.84	66.79	117.71	82.86
1981年	1,138.41	257.55	22.84	65.30	21.85	23.68	73.68	171.36	21.72	167.97	70.88	159.41	82.17
1982年	1,229.98	269.12	23.63	69.02	23.05	23.83	79.88	196.96	21.43	176.35	81.60	172.22	92.89
1983年	1,409.52	344.98	12.89	78.71	23.60	27.88	86.66	223.54	24.04	177.13	102.20	197.37	110.52
1984年	1,701.02	454.12	9.96	111.77	26.22	30.68	95.93	263.17	25.16	180.76	125.23	218.34	159.68
1985年	2,004.25	554.56	14.30	103.42	29.58	35.16	101.00	316.70	31.15	191.53	130.58	261.79	234.48
1986年	2,204.91	596.08	9.94	129.85	30.60	35.56	124.30	379.93	35.58	200.75	168.03	257.48	236.81
1987年	2,262.18	521.64	12.06	124.93	30.29	33.13	134.16	402.75	37.40	209.62	179.33	294.60	282.27
1988年	2,491.21	494.76	9.56	151.01	32.51	38.95	158.74	486.10	41.77	218.00	220.89	316.82	322.10
1989年	2,823.78	481.70	12.09	146.30	33.16	45.01	197.12	553.33	49.60	251.47	261.86	373.55	418.59
1990年	3,083.59	547.39	10.90	153.91	36.19	46.93	221.76	617.29	55.04	290.31	303.10	380.80	419.97
1991年	3,386.62	559.62	13.08	180.81	38.34	52.41	243.55	708.00	67.32	330.31	343.60	373.77	475.81
1992年	3,742.20	555.90	10.63	223.62	44.07	64.58	269.04	792.96	66.45	377.86	424.58	321.64	590.87
1993年	4,642.30	591.93	18.48	421.38	49.06	76.22	323.42	957.77	75.27	425.80	535.77	299.30	867.90
1994年	5,792.62	639.72	17.33	415.13	64.13	100.77	399.70	1,278.18	95.14	550.71	729.43	314.47	1,187.91 分税制施行
1995年	6,823.72	789.22	34.80	494.45	66.32	102.76	430.22	1,467.06	115.46	636.72	872.68	464.89	1,349.14
1996年	7,937.55	907.44	42.93	523.02	68.56	120.41	510.07	1,704.25	128.03	720.06	1,040.80	453.91	1,718.07
1997年	9,233.56	1,019.50	52.20	643.20	73.37	136.41	560.77	1,903.59	142.14	812.57	1,137.16	551.96	2,200.69
1998年	10,771.00
1999年	12,312.00	(予算)

資料:『中国統計年鑑』1998(国家統計局編)

資料:『1998年中央地方予算執行状況及び1999年中央地方予算草案報告』(1999年3月第9期人大第2次会議)

表5 予算外資金

(単位:億元)

項目	予算外資金収入			予算外資金支出						予算内 収入 ②	予算外比 予算内収入 ①/② (%)		
	①	中央		内訳(その1)		内訳(その2)							
		地方		中央	地方	固定資産投資	都市維持支出	行政事業支出					
1982年	802.74	270.70	532.04	734.53	227.05	507.48	366.02	24.39	44.15	1,212.33	66.20		
1983年	967.68	359.90	607.78	875.81	300.38	575.43	374.44	28.62	38.84	1,366.95	70.80		
1984年	1,188.48	470.54	717.94	1,114.74	420.24	694.50	449.38	29.06	45.32	1,642.86	72.30		
1985年	1,530.03	636.10	893.93	1,375.03	562.05	812.98	571.28	28.40	64.73	2,004.82	76.30		
1986年	1,737.31	716.63	1,020.68	1,578.37	640.94	937.43	576.45	31.28	81.36	2,122.01	81.90		
1987年	2,028.80	828.03	1,200.77	1,840.75	741.61	1,099.14	740.43	38.89	107.57	2,199.35	92.20		
1988年	2,360.77	907.15	1,453.62	2,145.27	842.86	1,302.41	815.28	45.23	134.95	2,357.14	100.20		
1989年	2,658.83	1,072.28	1,586.55	2,503.10	975.87	1,527.23	864.86	33.70	153.75	2,664.90	99.80		
1990年	2,708.64	1,073.28	1,635.36	2,707.06	1,037.69	1,669.37	925.91	35.43	187.10	2,937.10	92.20		
1991年	3,243.30	1,381.10	1,862.20	3,092.26	1,263.27	1,828.99	1,054.47	38.85	221.28	3,149.48	103.00		
1992年	3,854.92	1,707.73	2,147.19	3,649.90	1,592.81	2,057.09	1,343.64	49.85	275.68	3,483.37	110.70		
1993年	1,432.54	245.90	1,186.64	1,314.30	198.87	1,115.43	290.07	68.47	369.86	4,348.95	32.90		
1994年	1,862.53	283.32	1,579.21	1,710.39	225.02	1,485.37	604.49	85.59	553.80	5,218.10	35.70		
1995年	2,406.50	317.57	2,088.93	2,331.26	351.38	1,979.88	895.50	104.85	742.51	6,242.20	38.60		
1996年	3,893.34	947.66	2,945.68	3,838.32	1,034.92	2,803.40	…	…	…	7,407.99	52.60		

資料:『中国統計年鑑』1998(国家統計局編)

参考文献

1 地方行政制度

- 現行中華人民共和国六法（ぎょうせい）
中国憲法（江英居、大学書林）
アジアの地方制度（森田朗編、東京大学出版会）
最新教科書現代中国（王曙光他編、柏書房）
岩波現代中国語事典 岩波書店 1999 年
[最新]中国税制ガイド（伏見俊行他著、日本経済新聞社）
- 中国年鑑 1999、98
上海統計年鑑 1998
北京統計年鑑 1998
天津統計年鑑 1998
重慶年鑑 1997
中華人民共和国行政区画簡冊 1999
中国行政改革 浙江人民出版社 1998 年
中国的選挙制度、操作程序 中国民主法制出版社 1997 年
中国少数民族人権述要 北京大学出版社 1997 年
中華人民共和国村民委員会組織法実務全書 民族出版社 1998 年
中国統計年鑑 1999 中国統計出版社 1999 年
- 中華人民共和国村民委員会組織法 1998 年 11 月 4 日施行
民族鄉行政工作条例 1993 年 8 月 29 日施行
- 人民日報 1999 年 3 月 30 日
光明日報 1999 年 4 月 13 日
南方周末 1999 年 1 月 15 日
日経新聞 1999 年 3 月 31 日
朝日新聞 1999 年 2 月 23 日
産経新聞 1999 年 1 月 17 日

2 地方税財政制度

- 李達昌、劉溶滄、王寧 主編『財政管理學』經濟管理出版社
胡樂亭 主編『國家預算』中國財政經濟出版社
李燕、馬海濤、王奕、李保春 編著『國家預算管理學』經濟科學出版社
張心森 編著『中國稅收概論』警察教育出版社
寇鉄軍 著『中央與地方財政關係研究』東北財經大學出版社
蒙麗珍 著『轉移支付分析比較及選擇』東北財經大學出版社
『財政研究 1997. 12』中國財政學會
『財政研究 1998. 2』中國財政學會
『財政研究 1999. 1』中國財政學會
『財政研究 1999. 4』中國財政學會
『財政研究資料 1999. 8期』財政部財政科學研究所
『財政研究資料 1999. 13期』財政部財政科學研究所
『財政研究資料 1999. 14期』財政部財政科學研究所
國家統計局 編『中國統計年鑑 1998』中國統計出版社
海外經濟協力基金開發援助研究所 編『開發援助研究 第2卷 第2号』
伏見俊之、姜莉、江心寧 著『最新中國稅制ガイド』日本經濟新聞出版社
森田朗 編『アジアの地方制度』東京大學出版會
凌星光 著『中國の経済改革と将来像』
日中投資促進機構 編『投資機構ニュース別冊 1996年12月』
法務大臣官房司法法制調査部職員 監修
中国総合研究所・編集委員会 編集 『現行中華人民共和国六法』

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第209号	中国の地方行財政制度	2000/7/5
第208号	英国の地方分権	2000/7/5
第207号	英国におけるパートナーシップ	2000/6/22
第206号	英国におけるベストバリュー—From CCT to Best value—	2000/6/22
第205号	タイの地方分権の動きと人材育成	2000/6/22
第204号	シンガポールにおける情報化政策—行政、教育分野の実例を中心に—	2000/6/9
第203号	マレーシアにおける民営化施策—州政府及び地方自治体を中心に—	2000/6/9
第202号	米国における高齢者福祉対策	2000/5/29
第201号	米国の地方団体・州・連邦における行政評価	2000/5/29
第200号	英国における自治体構造改革—スコットランド地域での1996年自治体再編の報告—(第2部)	2000/5/19
第199号	英国における自治体構造改革—スコットランド地域での1996年自治体再編の報告—(第1部)	2000/5/19
第198号	オーストラリアにおける環境保全対策—自治体の取組事例を中心に—	2000/5/19
第197号	行政事務からみたタイの地方自治	2000/4/19
第196号	ラオスの行政制度	2000/3/31
第195号	ロンドンの新しい広域自治体—グレーター・ロンドン・オーソリティーの創設—	2000/3/31
第194号	英国における民間活力導入施策—The Private Finance Initiative —	2000/3/13
第193号	ドイツ地方行政の概要	2000/3/13
第192号	英国の新しい市民参加手法—市民パネル、市民陪審を中心として—	2000/3/13
第191号	インドネシア・バタム島産業地域の開発と地方行政	2000/2/21
第190号	米国の州、地方団体における売上・使用税の概要	2000/1/21
第189号	韓国の地方組織改編について	1999/11/30
第188号	韓国の女性政策について	1999/10/29
第187号	オーストラリアの青少年政策—青少年の生活と直面する諸問題—	1999/10/29
第186号	韓国地方公務員制度について	1999/8/30
第185号	1998年米国中間選挙—米国の選挙制度—	1999/7/21
第184号	メガシティートロントの発足—トロント首都圏の広域合併問題—	1999/3/30
第183号	英国の外部監査制度と監査委員会	1999/3/26
第182号	欧州連合における姉妹都市提携	1999/3/10
第181号	大韓民国の1998年統一地方選挙	1999/3/10
第180号	アメリカにおけるホームルール	1999/3/8
第179号	米国地方政府における競争手法の導入—メリーランド州モンゴメリーカウンティの場合	1999/2/15
第178号	韓国の「新都市」について—住宅供給を目的とした街づくり	1999/1/14
第177号	シンガポールの福祉政策	1998/12/3
第176号	イタリアの地方自治	1998/11/20
第175号	イングランドのアーツセンター	1998/10/23
第174号	タウンミーティング—住民自治の原型—	1998/10/23

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ

<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください